

医事関係訴訟委員会における、鑑定人に対するアンケートの結果について
(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)

※平成16年1月から平成16年6月30日までに提出された15通を対象とする。

<p>1 あなたが民事事件で鑑定人に選任されたのは、今回が初めてですか。</p> <p>ア はい (7) イ いいえ (8)</p> <p>(以下、具体的な鑑定経験について。)</p> <p>[ア] 2度目 (4) [イ] 3度目 (1) [ウ] 4度目 (3)</p>
<p>2 鑑定人に選任されるに当たり、裁判所から鑑定手続に関する説明資料の提供や口頭での説明がありましたか。</p> <p>ア はい (12)</p> <p>(以下、具体的な説明方法について。複数回答可)</p> <p>[ア] 鑑定手続に関する説明資料の提供 (12) [イ] 口頭での説明 (3)</p> <p>イ いいえ (3)</p> <p>(以下、説明の必要性について。)</p> <p>[ア] 理解していたので、説明は不要であった (2) [イ] 説明が必要であった (1)</p>
<p>3 裁判所からの鑑定手続の説明について、御意見、御要望があれば、御記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・わかりやすく、適切だった。 (2)・初めての人には、詳しく説明してほしい。・書面連絡で了解できた。・疑問があれば、自分から裁判所に質問することにしている。・電話で簡単に説明してもらい、その後資料を送ってもらう方法でよい。
<p>4 鑑定作業を行うに当たり、鑑定事項について、お気付きの点があれば御記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・異なる分野を専門とする鑑定人に対して同一の鑑定事項の提示があった。鑑定すべき問題点の全体像を理解するためには良い手法であったと理解しているが、どの鑑定人にどこまでを命じているかについて、口頭で説明がなされたけれども、やや不分明であった。・鑑定事項の文章が医学的ではないため、とまどうことがあった。・鑑定人同士の相談の可否を書いておいていただきたい。・鑑定事項は、あらかじめ整理してほしい。・鑑定事項の内容を検討して修正してくれたことは、よかったです。・鑑定事項は、よく整備されており、よく理解できた。・症状と原因との因果関係、その程度、割合についての質問は、回答が難しい。
<p>5 鑑定作業を行うに当たり、鑑定のための資料について、お気付きの点があれば御記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・かなり詳細な資料をもらったので、参考になった。・鑑定人が資料を保存すべき期限を明示してほしい。・鑑定を進める段階で、追加資料を請求したが、快く提出がなされた。・鑑定書に添付してよい参考文献の量は、どのくらいの分量までか、また、外国文献も可とするのか等の基準が決まっている方がやりやすい。

<ul style="list-style-type: none"> 原告や被告と直接やり取りをしていないので、細かいニュアンスが伝わってこない。陳述書だけでは、法廷でのやり取りがわかりづらい部分がある。 資料は、庭大になっても、なるべく多い方がよいと思う。 後遺症診断書を作成した医師に具体的説明を求めるとき、事実関係をより明確にできると考える。 必要なものは、ほぼ揃っていた。
6 鑑定書（補充鑑定書を含む）を実際に作成するに当たって、何かお気付きの点がありましたか。
<p>ア 鑑定書の作成要領をまとめたものがあれば助かる。 (10)</p> <p>イ 鑑定書の提出期限は鑑定人と相談の上で決めてもらいたい。 (2)</p> <p>(その他)</p> <p>・1～3か月ほどの時間がほしい。</p>
7 鑑定書の内容について、法廷等で裁判官や代理人弁護士等を交えて、あなたに対して質問をする手続（いわゆる鑑定人尋問）が行われましたか。
ア はい (2) イ いいえ (13)
8 7に関し、何かお気付きの点がありましたら御記入ください。
<ul style="list-style-type: none"> 鑑定事項が複雑で、鑑定意見が明瞭でなければ、鑑定人尋問は必要であろうが、今回はそうではなかったので、鑑定人尋問が行われなかつたことに違和感はない。 書面で行ってもらったので、便利だった。 大学の会議室を法廷として行ってもらえた。
9 今回、鑑定人を引き受けた事件について、鑑定を実施した裁判所から事件終了の通知がありましたか。
<p>ア はい (13)</p> <p>(以下、具体的な通知の方法について。複数回答可)</p> <p> ア 書面で通知があった。 (9)</p> <p> イ 判決又は和解調書の写しが送付された。 (6)</p> <p> ウ 口頭（電話など）で通知があった。 (1)</p> <p>イ いいえ (2)</p>
10 以上のほか、医事関係訴訟委員会に対する御意見、御要望や、鑑定に関してお気付きの点があれば、御記入ください。
<p>[1] 今回の鑑定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告の診察を行ったところ、原告の付添人2人が、院内で大声を出して苦情を言ったり、サングラスを着用していたりしたため、他の患者や職員に少なからず影響を与えた。このようなことがないように検討していただきたい。 判決書の写しが送付されたのは、当方から、裁判所に判決が出たのかどうか問い合わせた後だったようだ。また、当方から裁判所に鑑定書や鑑定資料を送っても受け取ったという連絡がもらえなかつた。以前も別の鑑定を行つたときに、新聞で判決が出たことを知り、後日問い合わせた後に判決書が送られてきたことがある。 鑑定書が、和解の際、どの程度役に立つのか、どの程度受け入れられたり、あるいは受け入れられなかつたのか、もう少し知りたいと思った。 学会にとって、初めての鑑定人候補者の推薦依頼であったので、学会の体制整備が明らかになつたことは意義深い。

[2] 鑑定手続一般について

○鑑定人尋問について

- ・書面で行っていただきたい。法廷に出席するだけの時間がない。
- ・原告代理人からの失礼な質問が多い。鑑定人が被告人のように扱われ、不愉快な思いをする。
- ・不必要的鑑定人尋問は行う必要がない。

○鑑定終了後の通知について

- ・事件終了の通知はいただきたい。

○鑑定に関する裁判所の事務について

- ・鑑定の依頼方法や手順には改善がみられた。

○鑑定の方法、制度について

- ・鑑定人の勤務先、氏名、役職、卒業大学等が公示されない方が適切な鑑定ができると思う。
- ・今後も学会を通して鑑定人を選定することがよいと思う。（ 2 ）
- ・もう少し柔軟な対応をしてほしい。複数の鑑定人で分担、あるいは協議してもよいと思う。